

第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス） これまでの取り組みについて

1．清流ルネッサンス21の取り組み

国土交通省では、平成12年度を目標に水質汚濁の著しい河川、湖沼、ダム貯水池等の水質改善を図るため、平成5年度より「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」に基づき、全国30箇所において地域の取り組みと一体となって河川事業や下水道事業を重点的に実施してきました。その結果、これらの河川等において水質や河川景観の改善等の効果が現れてきています。

1．清流ルネッサンス の取り組み

平成13年度以降は、21世紀の我が国にふさわしい健全な水循環系の構築が重要であることに鑑み、目的として水質改善に加え新たに水量の改善を、対象として河川、湖沼、ダム貯水池等に加え新たに都市下水路を追加し、地域と一体となって策定する「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）」に基づき、水環境改善施策を推進することとしました。

これにより平成13年8月に、新たに対象となる河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等（以下「河川等」という）及び清流ルネッサンス21の対象河川のうち引き続き水環境改善の取り組みが必要な河川等について、各地方整備局長及び北海道開発局長により、全国で22箇所を計画対象河川等として選定しています。

選定された計画対象河川等においては、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等から構成される地域協議会の設置及び行動計画の策定作業を進めております。

清流ルネッサンス 第一次計画策定対象河川等

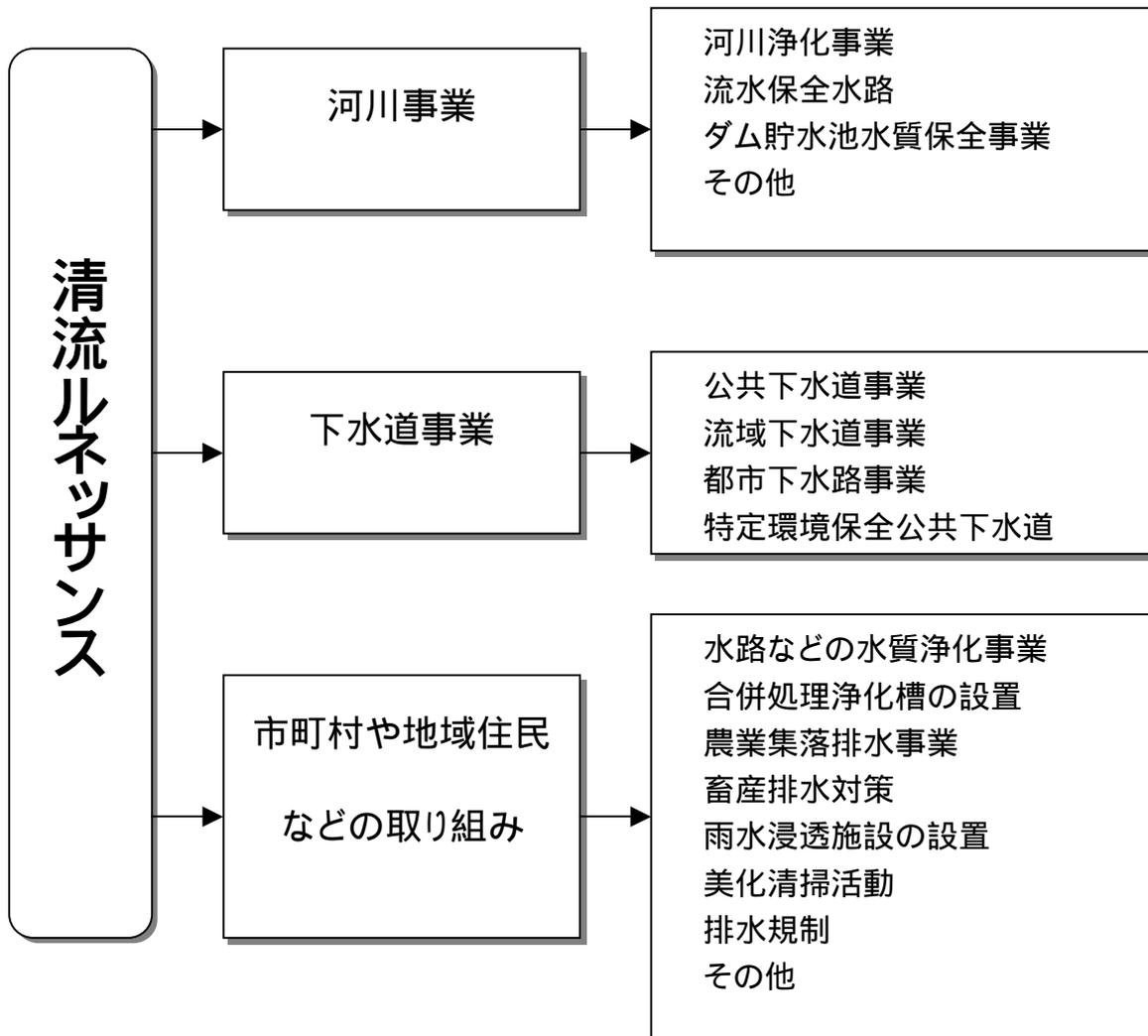
	番号	水系名	河川等名	都道府県名	市町村名
河川	1	石狩川	茨戸川及び札幌北部地区河川	北海道	札幌市、石狩市
	2	名取川	広瀬川	宮城県	仙台市
	3	利根川	渡良瀬川上流部支川	栃木県	足利市
	4	利根川	綾瀬川	埼玉県 東京都	川口市、さいたま市、岩槻市、上尾市 草加市、越谷市、鳩ヶ谷市、桶川市 八潮市、蓮田市、伊奈町 足立区、葛飾区
	5	荒川	葛蒲川・笹目川	埼玉県	川口市、さいたま市、蕨市、戸田市
	6	利根川	江戸川中流部及び坂川	千葉県	松戸市、柏市、流山市
	7	利根川	黒部川貯水池	千葉県	小見川町、山田町、干潟町、東庄町
	8	相模川	千の川	神奈川県	茅ヶ崎市
	9	阿賀野川	湯川放水路	福島県	会津若松市
	10	木曾川	桑原川	岐阜県	羽島市
	11	庄内川	堀川	愛知県	名古屋市
	12	宮川	勢田川	三重県	伊勢市、御園村
	13	大和川	大和川	大阪府 奈良県	大阪市、堺市、八尾市、富田林市 河内長野市、松原市、柏原市 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市 太子町、河南町、千早赤阪村、美原町 奈良市、大和高田市、大和郡山市 天理市、橿原市、桜井市、御所市 生駒市、香芝市、平群町、三郷町 斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町 田原本町、高取町、明日香村、新庄町 萱麻町、上牧町、王寺町、広陵町 河合町
	14	揖保川	林田川	兵庫県	姫路市、龍野市、揖保川町、太子町
	15	芦田川	芦田川	広島県 岡山県	福山市、府中市、神辺町、新市町 井原市
	16	斐伊川	松江堀川	島根県	松江市
	17	吉野川	正法寺川	徳島県	徳島市、藍住町
	18	仁淀川	仁淀川・宇治川・相生川	高知県	伊野町
	19	大淀川	大淀川上流	宮崎県 鹿児島県	都城市、三股町、山之口町、高崎町 高城町、山田町、高原町 財部町、末吉町
湖沼	20	信濃川	鳥屋野潟	新潟県	新潟市、亀田町、横越町
	21	都田川	佐鳴湖	静岡県	浜松市
	22	高浜川	油ヶ淵	愛知県	安城市、碧南市、西尾市、高浜市

第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）

1. 概要

近年、健全な水循環系の構築が重要な課題となっていることに鑑み、流域の取組と一体となって、河川事業及び下水道事業を推進することにより、水環境の改善を図ることが重要である。

このため、平成12年度を目標年次として「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」による水質改善の取組を支援してきたところであるが、平成13年度以降は水質及び水量を対象として、水循環系の健全化を図るために「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）」を実施するものである。



2. 実施要綱の骨子

(1) 対象河川等の要件

地元市町村等が水環境の改善に積極的に取り組んでいる河川等（河川、都市下水道、湖沼、ダム貯水池等をいう。）のうち、次のいずれかに該当する河川等の区間（湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼を除く。）を計画の対象とする。

水質汚濁が著しい河川等

アオコ、異臭味等富栄養化の著しい湖沼（ダム貯水池等を含む。）

平常時の流量が著しく減少し、自然環境、景観、親水活動等が損なわれた河川等

「清流ルネッサンス21」の対象河川等のうち、引き続き、緊急的、重点的な取り組みが必要な河川等

その他水質又は水量の悪化が社会問題となっている河川等

(2) 対象河川等の選定

河川管理者及び下水道管理者が水環境改善に熱意をもつ地元市町村と緊急的な水環境改善の必要性について協議し、作成した資料に基づき、国土交通省において対象河川等を選定する。

(3) 行動計画の策定

計画対象に選定された河川等毎に水環境改善に係わる機関等によって構成される地域協議会を設置し、同協議会において水環境改善緊急行動計画を策定する。なお、国土交通省は本計画の策定につき必要に応じて助言等を行う。

< 行動計画の内容 >

計画の目的

計画対象河川等の概要

計画目標年度（10年以内を目途として定める）

当該河川等において緊急的に改善を目指す目標水質又は水量

当該河川等の目標水質又は水量を達成するための国土交通省所管の施策内容
の施策を実施するための概算事業費

当該河川等の水環境改善に関連する施策の内容

(4) 行動計画の計画的な実施

地域協議会の構成機関は行動計画に基づき、各施策間の調整を図りつつ、各々水環境改善施策の緊急的、重点的な実施を図るものとする。

なお、国土交通省は行動計画の実施について、必要な助言等を行うものとする。

第二期水環境改善緊急行動計画の実施フロー

